

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、茨城県海面漁業調整規則（令和2年茨城県規則第73号。以下「規則」という。）第5条第1項に掲げる漁業につき、規則第12条第1項の規定により、第1-1、第1-2及び第2の漁業については、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を、第3の漁業については、その許可すべき漁業者の数その他の制限措置並びに許可をすべき期間を次のように定める。

令和6年4月1日

茨城県知事 大井川 和彦

「新たに許可等をする知事許可漁業」の制限措置等の公示

#### 第1-1 小型機船底びき網漁業

##### 1 制限措置

(1) 漁業種類

その他の小型機船底びき網漁業（えび板びき網漁業）

(2) 許可等をすべき船舶等の数

1隻

(3) 船舶の総トン数

2トン以上5トン未満

(4) 推進機関の馬力数

漁船法第3条第1項の規定に基づく動力漁船の性能の基準（昭和57年7月6日農林水産省告示第1091号）別表の規定による馬力数以下

(5) 操業区域

漁業の許可及び取締り等に関する省令第75条第2項ただし書の農林水産大臣が指定する小型機船底びき網漁業、海域及び期間を定める件（令和2年農林水産省告示第2235号）第2の表の第5号の項の上欄に掲げる海域のうち次に掲げる区域を除いた茨城県海面とする。

ア 次の(ア)、(イ)及び(ウ)、(エ)の各2点を結んだ線と最大高潮時海岸線に並行して(イ)、(ウ)の2点を結んだ線とによって囲まれた海域

(ア) 北茨城市天妃山頂上（天妃山に設置された三等三角点）から正東の線と最大高潮時海岸線との交点

(イ) (ア)から正東3,000メートルの点

(ウ) (エ)から正東3,000メートルの点

(エ) 北茨城市中郷町小野矢指92番7に設置した標識から正東の線と最大高潮時海岸線との交点

イ 次の(オ)、(カ)及び(キ)、(ク)の各2点を結んだ線と最大高潮時海岸線に並行して(カ)、(キ)の2点を結んだ線とによって囲まれた海域

(オ) 高萩市花貫川河口中心点から正東の線と最大高潮時海岸線との交点

(カ) (オ)から正東3,000メートルの点

(キ) (ク)から正東3,000メートルの点

(ク) 日立市川尻町小貝小貝国有林256ろ内に設置した標柱から正東の線と最大高潮時海岸線との交点

ウ 次の(ケ)、(コ)、(サ)及び(シ)の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

(ケ) 日立市日立港第2埠頭岸壁に設置した標識

(コ) (ケ)から正東3,000メートルの点

(サ) (シ)から正東3,000メートルの点

- (シ) 日立市日立港第5埠頭岸壁に設置した標識
- エ 次の(ス)、(セ)、(ソ)、(タ)及び(ス)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた海域
- (ス) ひたちなか市磯崎灯台中心点から正東の線と最大高潮時海岸線との交点
- (セ) (ス)から正東3,000メートルの点
- (ソ) (タ)から正東3,000メートルの点
- (タ) 東茨城郡大洗町大洗岬灯台中心点から正東の線と最大高潮時海岸線との交点
- オ 次の(チ)、(ツ)、(テ)、(ト)及び(チ)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた海域
- (チ) 日立市日立港第2埠頭岸壁に設置した標識から正東12,000メートルの点
- (ツ) 日立市日立港第2埠頭岸壁に設置した標識から正東15,000メートルの点
- (テ) ひたちなか市磯崎灯台中心点から正東10,000メートルの点
- (ト) ひたちなか市磯崎灯台中心点から正東7,000メートルの点

(6) 漁業時期

ア 総トン数3トン未満の船舶にあつては、11月1日から翌年6月30日までとする。

イ 総トン数3トン以上5トン未満の船舶にあつては、12月1日から翌年3月31日までとする。

(7) 漁業を営む者の資格

茨城県に住所を有する者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和6年4月1日から令和6年4月30日まで

3 備考

(1) 当該漁業の許可の有効期間は、許可の日から令和8年3月31日までとする。

(2) 当該漁業の許可又は起業の認可に関する取り扱いについては、規則に定めるもののほか、別に定める取扱方針によることとする。

第1-2 小型機船底びき網漁業

1 制限措置

(1) 漁業種類

手繰第3種漁業(貝まき漁業)

(2) 許可等をすべき船舶等の数

1隻

(3) 船舶の総トン数

5トン未満

(4) 推進機関の馬力数

漁船法第3条第1項の規定に基づく動力漁船の性能の基準(昭和57年7月6日農林水産省告示第1091号)別表の規定による馬力数以下

(5) 操業区域

茨共第15号共同漁業権の漁場区域

(6) 漁業時期

1月1日から12月31日まで

(7) 漁業を営む者の資格

操業区域の共同漁業権の組合員行使権者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和6年4月1日から令和6年4月30日まで

3 備考

(1) 当該漁業の許可の有効期間は、許可の日から令和8年3月31日までとする。

(2) 当該漁業の許可又は起業の認可に関する取り扱いについては、規則に定めるもののほか、別に定める取扱方針によることとする。

## 第2 固定式さし網漁業

### 1 制限措置

- (1) 漁業種類  
固定式さし網漁業
  - (2) 許可等をすべき船舶等の数  
4隻
  - (3) 船舶の総トン数  
2トン未満
  - (4) 推進機関の馬力数  
漁船法第3条第1項の規定に基づく動力漁船の性能の基準（昭和57年7月6日農林水産省告示第1091号）別表の規定による馬力数以下
  - (5) 操業区域  
茨共第4号・第5号共同漁業権の漁場区域
  - (6) 漁業時期  
12月1日から翌年9月30日まで
  - (7) 漁業を営む者の資格  
茨城県に住所を有し、かつ、操業区域の漁業権者から操業の同意を得ている者
- 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
令和6年4月1日から令和6年4月30日まで
- 3 備考
- (1) 当該漁業の許可の有効期間は、許可の日から令和8年3月31日までとする。
  - (2) 当該漁業の許可又は起業の認可に関する取り扱いについては、規則に定めるもののほか、別に定める取扱方針によることとする。

## 第3 潜水器漁業

### 1 制限措置

- (1) 漁業種類  
下表のとおり
- (2) 許可をすべき漁業者の数  
下表のとおり
- (3) 操業区域  
下表のとおり
- (4) 漁業時期  
下表のとおり

漁業種類	操業区域	漁業時期	許可をすべき漁業者の数
あわび潜水器漁業	第1種共同漁業権の漁場区域	6月1日から 9月30日まで	1人
うに潜水器漁業			1人
かき潜水器漁業			1人
いせえび潜水器漁業			4人

- (5) 漁業を営む者の資格  
操業区域の共同漁業権の組合員行使権者で、かつ、操業区域に隣接する共同漁業権の漁業権者の同意を有する者

2 許可を申請すべき期間

令和6年4月1日から令和6年4月30日まで

3 備考

(1) 当該許可の有効期間は、許可の日から令和9年10月31日までとする。

(2) 当該漁業の許可に関する取り扱いについては、規則に定めるもののほか、別に定める取扱方針によることとする。

茨城県海面漁業調整規則（令和2年茨城県規則第73号。以下「規則」という。）第12条第5項の規定による許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）をすべき船舶等の数が同条第1項の規定により公示した船舶等の数を超える場合及び第12条第7項の規定による許可すべき漁業者の数が同条第1項の規定により公示した漁業者の数を超える場合の許可の基準をそれぞれ次のように定める。

令和6年4月1日

茨城県知事 大井川 和彦

#### 許可の基準

#### 第1 その他の小型機船底びき網漁業（えび板びき網漁業）、手繰第3種漁業（貝まき漁業）、固定式さし網漁業

- 1 規則第12条第5項の規定による許可の基準について、許可等の優先順位は次の順序によるものとする。
  - (1) 申請期間の1日目において、当該漁業の許可を有する者
  - (2) 申請期間の1日目において、当該漁業の起業の認可を有する者
  - (3) 前2号に掲げる者以外の者
- 2 前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
  - (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業の操業実績を有する者
  - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 3 前2項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
  - (1) 申請期間の1日目において、当該漁業以外の許可を有する者
  - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 4 前3項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
  - (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業以外の操業実績を有する者
  - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 5 前4項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
  - (1) 所属する漁業協同組合長の推薦を有する者
  - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 6 前各項の規定により同順位の者がある場合においては、第12条第6項の規定に基づく方法により許可等をする者を定める。
- 7 第2項第1号及び第4項第1号の規定において、「操業実績を有する者」とは、本人が許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営む者をいう。

#### 第2 潜水器漁業

- 1 規則第12条第7項の規定による許可の基準について、許可の優先順位は次の順序によるものとする。
  - (1) 申請期間の1日目において、当該漁業の許可を有する者
  - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 2 前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
  - (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業の操業実績を有する者
  - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 3 前2項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
  - (1) 申請期間の1日目において、当該漁業以外の許可を有する者
  - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 4 前3項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
  - (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業以外の操業実績を有する者
  - (2) 前号に掲げる者以外の者

- 5 前各項の規定により同順位の者がある場合においては、第 12 条第 6 項の規定に基づく方法により許可をする者を定める。
- 6 第 2 項第 1 号及び第 4 項第 1 号の規定において、「操業実績を有する者」とは、本人が許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営む者をいう。